

吸収合併に関する事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項)

2023 年 1 月 13 日

青森県弘前市大字神田一丁目 3 番地の 1
東北化学薬品株式会社
代表取締役社長 東 康之

東北化学薬品株式会社と東北システム株式会社は、2022 年 11 月 14 日に合併契約を締結し、2023 年 4 月 1 日を効力発生日として、東北化学株式会社を吸収合併存続会社、東北システム株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行うことといたしました。

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則 191 条に規定する事項は以下のとおりであります。

1. 吸収合併契約の内容(会社法第 794 条第 1 項)

別紙「吸収合併契約書」のとおり、2022 年 11 月 14 日付で、合併契約を締結しました。

2. 合併対価の相当性に関する事項(会社法施行規則第 191 条第 1 項)

当社は、吸収合併消滅会社である東北システム株式会社の発行済株式全部を所有している完全親会社であるため、合併に際して株式の割当てその他一切の金銭等の交付はありません。

3. 吸収合併消滅会社の新株予約権に関する事項（会社法施行規則第 191 条第 2 項）

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての事項（会社法施行規則第 191 条第 3 項）

東北システム株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容は別紙のとおりであります。

なお、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じておりません。

5. 吸収合併存続株式会社についての事項（会社法施行規則第 191 条第 5 項）

当社において、最終事業年度の末日後、重要な財産の処分、重要な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じておりません。

6. 債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 191 条第 6 項）

両社の財務状況からして、債務の履行に支障はないと見込んでおります。

7. 事前開示開始日以降に上記各事項の変更（会社法施行規則第 191 条第 7 項）

本事前開示開始後に変更が生じたときは、直ちに開示いたします。